○男鹿地区消防一部事務組合職員

事故審查委員会規程

平成 16 年 7 月 1 日 規 程 第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 20 日 規 程 第 3 号 令和 3 年 3 月 1 日 規 程 第 1 号 令和 3 年 10 月 1 日 訓 令 第 7 号 令和 4 年 5 月 31 日 消本訓令第 16 号 令和 5 年 5 月 1 日 消本訓令第 11 号

(設置)

第1条 職員の分限処分及び懲戒処分等の公正を期するため、職員事故審 査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項を審査する。
 - (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 1 項の規定による職員の意に反する降任及び免職に関する事項
 - (2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒に関する事項
 - (3) 訓告等に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は消防次長、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長及び消防署長の職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員の数を増やすことができる。
- 2 委員長は、消防次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職 務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、自己又は自己の親族に関する事件については、そ の議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、 会議に出席し、発言することができる。

(関係職員の出席等)

第5条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、関係職員の出席を 求めて意見を聴取し、又は関係職員に対し、必要と認める書類の提出を 求めることができる。

2 委員会は、審査対象職員に対し口頭若しくは書面による弁明の機会を 与えなければならない。

(結果の報告等)

第6条 審査の結果は、消防長に報告しなければならない。

(委員会の義務)

- 第7条 委員長及び委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 また、その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員長及び委員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。